

民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和8年5月18日（月）
午後1時26分～午後2時11分
- 2 場 所 第3・4委員会室
- 3 出席委員 委員長 吉田 良 副委員長 寺島雅子
委員 佐藤さやか 委員 笹森 波
委員 千葉栄幸 委員 菊地 忍
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため
出席をした
者の職氏名 健康福祉部長 中山 聖 子
健康福祉部次長兼 西 坂 路 子
こども支援課長 渡 邊 幸 恵
健康福祉部企画員兼 平 塚 志 寿
こども支援課長補佐 相 澤 な ぎ さ
こども支援課主幹兼 山 家 ち と せ
家庭児童係長 千 葉 純 也
教育部長 横 山 勉
教育部理事兼 堀 井 康 裕
学校教 育 課 長 扱
学校教 育 課 主 事
学校教 育 課 主 事
学校教 育 課 主 事

6 事務局職員 事務局 長 綱 川 宏 一
次長兼議会総務係長 川 上 真 理 子
主 事 加 藤 咲 季

7 付 議 事 件

(1) ヤングケアラー支援について

①現状及び実態把握について

②支援体制について

③要保護児童対策地域協議会について

④条例制定の検討状況について

午後1時26分 開 会

○委員長（吉田 良） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、民生教育常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、健康福祉部長及び教育部長、並びに担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

それでは、付議事件の1 ヤングケアラー支援についてを議題といたします。

初めに、本日の進め方について、説明いたします。

まず、執行部より本日の説明要請事項について、全て御説明いただき、その後、委員各位より項目ごとに質疑をお受けする形で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

休憩をして進めてまいります。暫時、休憩いたします。

午後1時27分 休 憩

＊休憩中の要旨

○ヤングケアラー支援について

執行部より、各項目について説明をした。内容は以下のとおり。

（1）現状及び実態把握について

①令和7年度の一般質問の中でヤングケアラーの疑いがある児童数は6名との答弁があったが、現在、市として把握しているヤングケアラー（あるいはその疑いのある児童生徒）の人数は。

（学校教育課）

令和8年5月1日時点で、各学校からの報告により、ヤングケアラーの疑いがあると思われる児童生徒は9人、6家庭と捉えている。

②ヤングケアラーの発見・把握に至った主な経過は（学校現場からの報告、民生委員からの情報提供、福祉窓口での相談などを通じてなのか）。

（学校教育課）

多くの場合、児童生徒や保護者との面談を通じた、担任をはじめとする教職員による気づきが多く、また、生活アンケートから児童生徒の心の変化を察知し、発見に至るということも見受けられる。さらに、スクールソーシャルワーカーからの情報により、児童生徒の情報を把握することもある。

③市内の小中学生やその保護者を対象とした、本市独自の実態調査（アンケート調査等）の検討状況と実施予定は。

（こども支援課）

実態把握として、令和6年度、第3期名取市子ども・子育て支援事業計画策定時に、市内の小学5年生、中学2年生を対象に無記名式無作為抽出によるアンケート調査を実施している。

令和6年6月の子ども・若者育成支援推進法の改正に伴って、任意の記名式の実態調査を年1回以上実施することが望ましいとされており、調査研究を行っている。家庭内のデリケートな問題であるので、国の委託調査研究事業の報告書、先行自治体の実施状況等も踏まえながら、アンケート調査の内容やヤングケアラーの疑いのある児童生徒への支援方法、予算や財源などを調製し、近年中の実施を検討していく。

④学校において毎月1回実施している生活アンケートは、ヤングケアラー発見のきっかけとなり得るが、具体的内容は。

（学校教育課）

現在行っている生活アンケートは、児童生徒の心の変化やいじめの有無

に関わることなど、学校生活に関する調査内容となっている。

今後は、児童生徒の家庭の様子についても積極的に把握することができるよう、市校長会とも検討し、学校以外での困り事や、家庭での困り事を問う項目を設けることで、ヤングケアラーの実態把握の契機としていく。

また、生活アンケートで気になる児童生徒及び学校に登校していない児童生徒の状況を教職員が適切に把握できるチェックシート等を活用し、状況確認を進めていくことも検討していく。

⑤ヤングケアラー世帯の抱える課題をどのように捉えているか。

(こども支援課)

ヤングケアラー世帯は独り親家庭、家族の精神疾患・疾病・障害、経済的困窮、多子世帯、親の就労状況（共働き、長時間就労、ダブルワークなど）、高齢者介護の長期化・支援ニーズの高まり（介護職員・ヘルパーの需要過多など）、核家族化の進行、社会的孤立（ひきこもり・不登校）といった様々な課題を抱えており、本来大人が担う介護や家事等を、子供や若者が担う状態になっているものと捉えている。

(2) 支援体制について

①学校における支援

・ヤングケアラーの疑いのある児童生徒に対する具体的な支援内容と、支援した後の変化は。

(学校教育課)

学校としての支援は、教職員による日常の観察をはじめ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関からの情報提供を基に、生活アンケートの中でヤングケアラーが疑われる点があれば、校内で情報を共有し、個別のケース会議を開催し、組織的な支援体制を整えている。その場合、児童生徒の家庭生活に関わることであるため、担任だけで支援に当たることのないよう、教育相談担当教諭や養護教諭、スクールカウンセラー

セラーやスクールソーシャルワーカーと協力して支援を行うようにする。

現在、担任の気づきや保護者との面談からヤングケアラーの疑いがあると思われる9人、6家庭のうち、5人、4家庭については、スクールカウンセラーによる心の支援やこども支援課との情報共有による見守り支援を行うことで改善に向かっている。残りの4人、2家庭については、学校での見守り支援にとどまり、改善の兆しは見られない。

より充実した支援が必要と判断される場合には、こども支援課や児童相談所と情報を共有し、支援につなげている。

- ・精神的・肉体的に虐待を受けた児童生徒への対応・対処は。

(学校教育課)

児童虐待防止法に基づき、学校や教職員は、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合には、市の虐待対応担当課や児童相談所等へ通告する義務がある。通告は、虐待の疑いがある場合にも行われる。

また、虐待を受けた児童生徒の保護、自立支援に関しては、関係機関と連携してケアを行っていくことになる。

こうしたことから、学校では、関係機関への通告、連携を通して、児童生徒の安全を確保するとともに、心的外傷等が心配される場合には、保健室の活用や養護教諭による教育相談、スクールカウンセラーによるカウンセリングを適宜行い、児童生徒のケアに努めている。

②行政における支援と連携

- ・支援に向けた取組状況(相談体制、子育て世帯日常生活支援事業の利用)は。

(こども支援課)

こども支援課内の家庭児童相談室が要保護児童対策地域協議会の事務局として、学校や児童センター、児童相談所、医療機関などの関係機関からの情報提供や通告、電話・来所相談などを通じて、支援が必要な児童の

一部として、ヤングケアラーの疑いがある児童を把握している。

対象家庭にとって相談しやすい窓口に相談してもらい、必要に応じてより専門的な支援機関につなぐという相談体制を取っている。

また、ヤングケアラー家庭を対象に子育て世帯日常生活支援事業を実施しているが、介護や障害福祉、医療のメニューによる支援がニーズに合致する場合や、そもそも支援事業に対する拒否感がある場合などもあるので、家族の状況に合わせた支援を提案している。

子育て世帯日常生活支援事業について、令和7年12月定例会においてヤングケアラーに該当する子供の保護者からの利用申込みはなかったと答弁しているが、現段階も利用申込みがない状況である。

・教育委員会と市長部局（こども支援課などの福祉部門）の間でどのように情報共有し、支援へとつなげているのか。

（こども支援課）

こども支援課内の家庭児童相談室が要保護児童対策地域協議会の事務局として支援が必要な児童の情報を把握している。

関係機関の中に学校、教育委員会が入っており、必要に応じ、電話連絡や個別ケース会議の開催等による情報共有を行っている。

（学校教育課）

要保護児童対策地域協議会でのネットワークを基盤に、個々のケースにおける情報を互いに共有することで、児童生徒の最善の利益を優先した支援につながるよう、こども支援課をはじめ、市の家庭児童相談室、状況によっては児童相談所、宮城県立精神医療センター等と連携して支援に当たっている。

③人材育成、研修等

・家族の介護や世話を担う子供・若者を早期に発見し、適切な福祉・教育・医療サービスへつなぐ専門人材（ヤングケアラー・コーディネーター）を

養成する研修はどのように行われているか。

- ・ヤングケアラー・コーディネーターに必要な資格は何か。

(こども支援課)

こども家庭庁が定める「ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱」によると、ヤングケアラー・コーディネーターに必要な資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理師、保健師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士、教員免許状取得者、保育士、こども家庭ソーシャルワーカー等が効果的とされており、これ以外に介護支援、生活支援業務に3年以上従事した者、地域の実情に応じて本事業を適切に行うことができる者と認めた者もヤングケアラー・コーディネーターとして配置することができるとしている。

一方で、ヤングケアラー・コーディネーターの養成に特化した研修は、市内はもとより県内でも現在のところ未実施であることを確認している。

- ・教職員を含めた関係機関でのヤングケアラーに係る研修の有無は。

(こども支援課)

ヤングケアラーに関しては、教職員を含めた関係機関が構成員である要保護児童対策地域協議会で度々取り上げ、内容の理解や問題の共有に努めている。

また、大学教授をアドバイザーに迎え、継続的に事例検討を行っており、ヤングケアラーに対し、どのような支援が望ましいかについても検討した。令和7年度の新たな取組として、令和7年10月に開催した令和7年度第2回要保護児童対策地域協議会実務者会議での情報提供として、ヤングケアラーの体験談を含む講演を行った。

(学校教育課)

ヤングケアラーに関しては、市の校長会等で教育委員会から情報提供を行っており、それを各学校で教職員に伝えている。また、生徒指導に関す

る会議や児童生徒理解の研修会の中で、ヤングケアラー等について学ぶ機会を設けている。

令和8年度は、宮城県総合教育センター主催のオンライン研修「学校運営スキルアップ研修」において、ヤングケアラーについて取り上げられていることから、その聴講を促すことや、こども家庭庁のヤングケアラー支援に資する学校教職員向け動画「先生の“気づき”を待っているこども達がいま—ヤングケアラー支援につなげるために—」を校内での研修に取り上げてもらうよう促していくことで、教職員の理解を深めていく。

また、宮城県のヤングケアラー支援事業「児童生徒向け出前授業プログラム」を活用し、小学校高学年から中学生に対して周知・理解が進むよう、市の校長会を通じて積極的な活用を促している。

・本市はヤングケアラー・コーディネーター採用試験を実施しているのか。

(こども支援課)

本市において、ヤングケアラー・コーディネーターは採用していない。

④周知方法

・過去の一般質問において「児童生徒、保護者への認知や本市の支援内容等、現在どのような周知を行っているのか」の問いに対し、市長及び教育長から答弁がなされたが、令和8年度の具体的な周知方法・内容（使用するリーフレットやチラシ等を含む）は。

(こども支援課)

引き続き、市ホームページにおいて、ヤングケアラーとは何かや、ヤングケアラーの相談窓口を紹介している。また、支援が必要な子育て世帯やヤングケアラーを対象に訪問支援員を派遣する子育て世帯日常生活支援事業も同様に掲載している。時期を見て広報紙等への記載も予定している。こども家庭庁のヤングケアラー支援に関するリーフレットやポスターを入手しているので、学校や福祉の関係機関に配付し、周知協力をいただく

予定である。

(学校教育課)

令和8年度についても、こども家庭庁のリーフレット「大切な家族によりそう君へ」や県のリーフレット「だれかとしやべってしってもらう」の配付を通して、ヤングケアラーとは何かについて児童生徒や保護者に周知していく。

併せて、児童生徒には「児童生徒向け出前授業プログラム」の活用を通して周知していく。可能であれば、保護者にも参加を呼びかけ、ヤングケアラーに関する理解を深めていく機会にしていきたいと考えている。

(3) 要保護児童対策地域協議会について

①要保護児童対策地域協議会及び要保護児童対策地域協議会実務者会議の開催状況・内容は。

(こども支援課)

要保護児童対策地域協議会は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造となっている。

代表者会議は年1回5月に、協議会の構成員の代表者による会議で、協議会が円滑に運営されるための環境整備を目的に開催している。

実務者会議は年3回7月、10月、1～2月に、要保護児童及び要支援児童の情報や課題の共有と支援方針等を確認している。近年は情報提供として構成員の知見を深める内容を盛り込んで実施している。

個別ケース検討会議は必要なタイミングで対象児童に直接関わっている、または今後関わる可能性のある関係機関を参集し、随時開催している。

②令和7年10月に開催された要保護児童対策地域協議会実務者会議におけるヤングケアラー体験談の内容は。

(こども支援課)

宮城県の「ヤングケアラー支援関係職員研修等に対する講師派遣」により、NPO法人アスイクの講師2名を迎え、ヤングケアラーの支援～法改正を受けて～、ヤングケアラーの体験談の2部構成で講演をしていただいた。

ピアサポーター（ヤングケアラー当事者）は現在大学生で、中学3年生の時に母が病に倒れ長期入院、姉と共に食事の準備、洗濯、掃除全般、妹の面倒をみていた。養護教諭に相談したことが助けになり、現在はピアサポーターとして活動している。

しっくりくるような支援にはつながらなかったとのことだが、養護教諭に話をすることで気持ちが楽になった、人の優しさが身にしみた、否定せず話を聞いてくれること、寄り添って気にかけることがヤングケアラーにとってとても力になるとのことだった。

（４）条例制定の検討状況について

（こども支援課）

令和6年6月に公布された改正子ども・若者育成支援推進法にヤングケアラー支援について明記され、また「地方公共団体は子ども・若者の状況に応じた施策の策定及び実施の責務を有する」と定められていることから、現在のところ本市独自の条例制定について、具体的な検討は行っていない。今後、社会情勢の変化による条例制定の機運が高まった場合には課題等を整理して対応を検討していく。

<質疑応答>

（質）（１）①実態について、学校教育課で把握しているヤングケアラーの疑いがある児童生徒数は9人、6家庭とのことだが、小学生は何人で、中学生は何人か。

（答）小学生が6人、中学生が3人である。家庭としては6家庭だが、下の子供が小学生、上の子供が中学生という家庭もある。

（質）親の病気や祖父母の介護等、こういったケースがあるか。

(答) 各学校に問い合わせたところ、妹や弟など、兄弟の世話をしているケースが、ヤングケアラーの疑いとして捉えられている。

(質) 兄弟が小さいうちは世話をすることがあるが、大きくなってくるとそれが解消されるケースもあるということか。

(答) おっしゃるとおりである。

(質) (1) ③こども支援課では、実態把握について近年中の実施を検討しているということだが、国で示しているとおりの記名式で、全学年を対象とする調査なのか等、どこまで実施しようとしているのか。

(答) 委員おっしゃるとおり、まず記名式で行いたいと考えている。手法や対象者については現在検討中である。

(質) (1) ③学校教育課での実態把握について、チェックシート等を活用するとあるが、学校に来ている児童生徒には生活アンケートを取るということだと思うが、いわゆる不登校の児童生徒は、各家庭を訪問しないと状況がつかめないのではないか。実際には何か聞き取りのような形を考えているのか。

(答) まだ試案の段階で、学校教育課で整えただけのものであるので、今後こども支援課とも情報共有し、福祉のほうからの専門的な知見も入れていただきながら、また市の校長会にも投げかけて運用していきたい。その中で、学校のチェックシートとしては、学校に来てアンケートに答える児童生徒についてはそこからの気づきにつなげられるが、ヤングケアラーのもう一つの側面で、それが原因で学校に登校できない児童生徒がいるケースもあるので、その場合は、出欠状況や、訪問した中で気づいたことをチェックして、この家庭はヤングケアラーの疑いがあるのではないかというような形で拾い上げ、支援体制を整備していきたい。

(質) (1) ③学校で毎月実施している生活アンケートは、紙ベースで行っているのか、それともタブレットを使用しているのか。

(答) 生活アンケートは、いじめの有無や学校での生活のしづらさ等を把握するために、各学校で紙やタブレット等、いくつかの方法で実施している。自分がいじめられていることを知られたくない児童生徒もいるため、多くの学校では無記名式で実施しており、担任がそれによって気づいていく。例えば、コメント欄に友達にいじめられているというコメントがあれば、そこから追跡する

ので、基本的には紙ベースで行っている。タブレットの場合だと、個人のアカウントが取得できるため、誰がどのアカウントで答えたかというのは追跡できる。ただ、児童生徒数が多い学校では、全部追跡するという手間が生じる可能性がある。その点は各学校の運用に任せている。

（質）生活アンケートは、基本的には紙ベースとのことだが、市内全校で統一されているのか、学校ごとに違うのか。もし統一されたものであればひな形を拝見したい。

（答）各学校の実情に応じて、若干文言は違っている。文部科学省や県教育委員会でひな形を作成しており、大体の学校がそれを基準にして生活アンケートを作成しているので、後ほどひな形を提示することは可能である。

（質）（２）③令和８年度は宮城県総合教育センター主催のオンライン研修があるということだが、対象の先生は管理職か、現場の先生か。

（答）対象の職種は、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭である。

（質）（２）③児童生徒向け出前授業プログラムは今まで実施していたのか、また現時点でどのくらい計画されているのか。

（答）宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課で、令和８年度から新規に行っている事業である。現在、小学校で１校実施を検討しており、さらにもう１校は県に申込みをして実施する日にちも決まっている。

（質）（２）①ヤングケアラーの疑いがある児童生徒のうち、４人、２家庭については学校での見守り支援にとどまっているという内容があるが、この家庭に関しては、ヤングケアラーの自認がないという状況か。

（答）学校に問い合わせたところ、１件は母子家庭で、母親がダブルワークをしていることもあり、兄が朝食や夕食を作っている状況である。これをもってヤングケアラーと定義されるかは疑問であるが、自分の生活や時間を削減して兄弟の世話をするとするとヤングケアラーとなるということで、学校から情報が上がっている。何をもってヤングケアラーと定義できるのか、学校は非常に悩んでおり、ヤングケアラーの疑いということで報告を受けた。もう１件は、兄が高校入学を取り消して就職し、現在働いているということであった。この件についても、進路選択の自由が家庭生活の中で阻害されたと受け止めればヤングケアラーとなるだろうが、中学校を卒業しているため、背景にある生活状

況までは学校は立ち入れないということがあるので、あくまでヤングケアラーの疑いとして注意深く見守っていくということで報告を受けた。

(質) (2) ②家庭児童相談室ではどのような資格を持った方が相談に当たっているのか。

(答) 教員免許を持っている家庭児童相談員3名で支援している。

(質) 1回の相談で解決できず、大変だった事例は今まであったか。

(答) 1回の相談で終わる事例と終わらない事例があるが、必要な方は支援を継続する。例えば母親が子供についての相談に来た場合、必要に応じて家庭訪問を行う場合もあり、対象者の相談内容に合わせながら、支援を継続したりしている。

(質) 子供が成長して年齢が上がれば、解決の方向に向かうか。

(答) ケースバイケースではあるが、下の子供が小さい時の方が育児の量が多くなると思う。中には母親自身が病気を抱えていて家事がうまくいかない場合もあり、子供が大きくなってからも相談がある。

(質) 家庭児童相談員3名で対応しているとのことだが、ヤングケアラー・コーディネーターの資格がないと業務に当たることはできないのか。

(答) 先ほど紹介したヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱は補助金の要綱になっており、ヤングケアラー・コーディネーターを採用すると国から補助がもらえるという形にはなっているが、既にこども支援課に配属されている家庭児童相談員3名や保健師2名で十分ヤングケアラーや要保護児童の対象世帯に対して相談は行っているため、ヤングケアラー・コーディネーターの資格がないと相談対応できないというものではないと認識している。

(質) 先ほどの御説明の中で、ヤングケアラーの原因として兄弟の世話が多いとのことだったが、家族内介護というケースがないのか。

(答) ヤングケアラーの疑いがあると思われる児童生徒9人の中には心配な家庭もあった。例えば、母親が別居していて兄弟で食事を作っているケース、母親が持病のため妹の世話をしているというケースが聞き取りの中で心配だと感じている。それ以外については先ほどお話ししたとおり、弟や妹の面倒を見ているということで、家庭内で保護者の対応については特に話題が上がっていなかったと押さえている。

(質) 支援や情報共有を通じて改善に向かっている家庭もあるとのことだが、養護教諭に話を聞いてもらうだけではなく、実際に支援につなげたことによって改善されたのか。

(答) 改善に向かっている5人、4家庭については、こども支援課と情報共有をしているというケースである。その中で改善に向かっているケースもあれば、学校で改善の兆しはないと捉えているケースもある。

(質) 先ほど出たように、母親が別居して日常的に兄弟の食事の面倒を見ている家庭もあるわけで、本来であればそういったところに支援が入ってサポートしてあげれば、本当は遊びたいのに遊ぶ時間がない、塾に行きたいのに塾に行けないといったこともなくなると思うが、改善に向かっているというのは、何をもって改善に向かっていると言っているのか。

(答) 先ほど何をもってヤングケアラーを定義するかが曖昧であるという話をしたが、学校もあくまでヤングケアラーの疑いということで今回の調査も回答している。その中で、毎日学校生活を送っている様子を見て、改善といってしまってもいいか分からないが、そういったところが見られるということで、学校としては押さえている。つまり、ヤングケアラーの心配点というか、懸念されているところが薄れているという捉え方になると思っている。

午後 2時11分 再 開

○委員長(吉田 良) 再開いたします。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 2時11分 散 会

令和8年5月18日

民生教育常任委員会

委員長 吉田 良